

法務省「各府省からの第2次回答」

Table with columns for Management ID, Proposal Area, Proposal Item, Requested Measures, Specific Cases, Impact of Policy Changes, Reference Laws, Regulatory Bodies, Entity Name, Other (Special Matters), Response Content, and Government Response. The table contains multiple rows of detailed information regarding legal proposals and government responses.

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>保育士登録の取消しに係る事務の運用については、保育士登録の情報と法務省の履歴情報とを突合した上で、取消しが必要な保育士について国から該当の都道府県に情報提供するなど、地方の事務負担に配慮した効果的・効率的な方法を検討し、早期に対応方法を示していただきたい。</p>		<p>【静岡県】 関係省庁との協議内容等について、適宜、都道府県に情報提供いただくなど、要望内容が反映されるよう配慮願いたい。</p>			/	<p>厚労省において通知等を発出する、という回答について意見なし。</p>
<p>申請の一身専属性から、本人に義務が生じるため後見人の申請が認められないとの説明は、現行制度における本人申請以外の方法による保護(生計同一でない本人以外の申請による保護・急迫時の職権保護)にも該当するため、提案の回答になっていない。なお、法が本人以外の申請を規定したのは、意思能力のない者が少なくないことから、申請を本人のみの権利とすれば法の目的が達成されないためであり、当該申請により、はじめて申請できない者の申請権は確保される。</p> <p>また、申請により国が生存権を保障するという申請保護の原則からすれば、本人申請できなくとも本人以外の申請が可能なら、当該原則の例外である職権保護に優先して行うべきであり、そのため、職権保護で結果的に保護が可能であることは代替案となり得ず、提案で議論すべきは、後見人が本人以外の申請者とされるか否かである。</p> <p>後見人は、被後見人の財産管理に関する全ての法律行為に代理権があるのは回答のとおりだが、そののみならず、法律上その事務を行う際は被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身状態・生活状況に配慮しなければならない立場にある。これは法律上本人の利益を守るべき立場の者として本人以外の申請者(扶養義務者とその他同居親族)を限定した理由と同一性を有するばかりか、その職責を考慮すれば、後見人こそ当該申請者に相応しい。</p> <p>また、独居老人や老老・認知世帯が増加する超高齢社会の中、後見制度の役割が期待されており、後見人側からも提案実施を望む声は大きいのではないかと。このため、保護の実施機関である自治体の多くが、後見人の申請者の追加に同意し、求めている状況である。よって再検討を求める。</p>	有			<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 判断能力が欠けている成年被後見人が、資産がない場合など要保護の状態にある場合については、一般的に「急迫した事由のある場合」にあたり、職権保護が可能ということであれば、地方公共団体において判断に迷うことがないよう、改めて職権保護に関する考え方を整理し、通知するようお願いしたい。</p> <p>○ 生活保護制度は申請保護の原則に立っていることを踏まえれば、意思表示ができない要保護者であっても、ただちに職権保護を適用するのではなく、できるだけ適切に申請手続きができるよう、成年後見人による代理申請を認めることができないか、検討すべきではないか。</p> <p>○ 成年後見人は財産に関する法律行為についての包括的な代理権を有するものであり、調査、罰則の対象など特別の関係が生ずるものであっても、そのことのみをもって代理権の範囲に入る余地がないということではないのではないか。</p> <p>その上で、生活保護を受給することは単に財産に関する法律行為とは言い切れないとしても、制度の趣旨・目的からすれば、実質的には経済的給付による生活保障が主であると考えられるため、必ずしも一身専属的な事項には当たらず、成年後見人についても、その権限・職責を踏まえ、扶養義務者や同居の親族の申請を認めていることと同様に、代理申請を可能とできるのではないかと。</p> <p>○ 仮に成年後見による代理申請を法定することはできないとしても、行政手続法第36条の3の処分等の求めの制度のように、職権保護の端緒とするため成年後見人による「求め」の法定化は可能ではないかと。</p>	<p>○ 前回答のとおり、生活保護の申請は単に経済的給付を受給するだけでなく、本人の義務を生じさせる行為であり、後見人が行うことができるような財産を管理する行為や財産に関する法律行為にとどまらないものであると考えている。</p> <p>○ 保護を要するにも関わらず意思を表示できない場合については、生活保護法第25条の職権保護の条件である急迫した状況に該当するものと考えており、今後、この内容について地方公共団体に対して、通知発出等により周知することについて検討をお願いしたい。</p> <p>○ なお、要保護者の発見・連絡等については、「生活保護制度における福祉事務所と民生委員等の関係機関との連携の在り方について(社援発031004号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)」において、関係機関との連携等についてお示しているところであり、実際に関係機関からの通報により職権保護を適用している。</p>
<p>○「個人事業主と法人による共同の技能実習」では、企業体としての組織力・安定性を活かした効果的かつ円滑な技能実習の実施という効果が見込まれないため認めていないとの回答であるが、農業においては組合員農家と農業協同組合の二者が期前を空けて技能実習の実施主体となることは円滑な技能実習に支障なく、より効果的な技能実習の実施が図られると考えられるが、そのような場合であっても認めよう改善の余地はないのか。</p> <p>○回答の「個人である農業者が、その業務の一部を農業協同組合に委託し、当該農業協同組合が当該業務に係る技能実習の実施主体となり、地方自治体も関与する形で、御提案のような農産物栽培と農産物選別出荷を行っている例について具体的な事例などを教えていただきたい。</p>		<p>【千葉県】 農業協同組合単位では、地域に限られ同一の品目での技術習得となる場合が多い。複数の農業経営体での実習が可能となれば、県内外の各産地の様々な技術を習得することが可能となると思われるため、引き続き要望をしたい。</p> <p>【香川県】 JAが中心となり、その組合員である農業者との連携は、共同で技能実習が認められている法人の共同性と同様に組織力・安定性が十分確保されていると考えられ、より効果的かつ円滑に技能実習の実施が図られると考える。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>	/	<p>【法務省・厚生労働省】 一次回答にて回答したとおり、技能実習を共同で行うことができるのは、技能実習法第8条第1項において、企業体としての組織力・安定性等を活かすことができると考えられる法人のみに限っており、個人事業主と法人が共同での技能実習を行うことは認められない。 しかしながら、ご提案の農業者が行う農産物生産と農協等での農産物加工・出荷等の作業を一の技能実習として行うことは、現行の規定の下でも可能である(北海道内の複数の農協について実績有)。 具体的には、実習実施者となる農協等が、個人農業者との間で、農産物の生産に関する請負契約を締結し、農協等の指導員による指揮命令の下、農業者の圃場等で農産物の生産等の実習を行いつつ、農協等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせたことにより、農産物の生産だけに限らない、より効果的な技能実習ができるものと史料される。</p> <p>【農林水産省】 農林水産省は、技能実習法を所管しておらず、御提案の「個人事業主と法人による共同の技能実習」の実現可否についてはお答えする立場にない。 しかしながら、ご提案の農業者が行う農産物生産と農協等での農産物加工・出荷等の作業を一の技能実習として行うことは、現行の規定の下でも可能である。(北海道内の複数の農協等について実績有) 具体的には、実習実施者となる農協等が、個人農業者との間で、農産物の生産に関する請負契約を締結し、農協等の指導員による指揮命令の下、農業者の圃場等で農産物の生産等の実習を行いつつ、農協等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせたことにより、農産物の生産だけに限らない、より効果的な技能実習ができるものと史料される。</p>
<p>「行政機関の保有する個人情報に関する法律」第8条第2項第3号は、情報提供できる業務を「法令の定める事務又は業務」としているが、外国人に対する生活保護の措置は、昭和29年5月8日当時の厚生省社会局長が発出した、「外国人は法の適用対象とならないが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて保護を行うよう万全を期すこと」という趣旨の通知に基づき保護を行っているため、「法令の定める事務又は業務」ではない。そのため、「同法を根拠として適切に対応できている」との回答は、矛盾している。</p> <p>また、地方公共団体が、当通知に基づき保護を行うにあたり「万全を期す」ためには、支障事例に配慮したとおり、当該外国人が在留資格の取得の際に地方入国管理局に提出した資料を用意できない、あるいは提出があってもその提出資料が不十分と考えられる場合などに、提出された資料に漏れなどがなければ確認する必要がある。しかし、現行制度下では、必要な資料を確実に入手する方法が存在せず、適切な審査事務の実施に大きな支障が生じていることから、本提案に至ったものであり、厚生労働省には、自らの通知に基づき地方公共団体が行う措置にあたり支障となる事例に対しては、積極的に策を講じるべきであると考えられる。</p> <p>なお、生活保護法第29条第2項では、特定の情報について官公署等に回答義務を課しているが、外国人に対する生活保護が、上記のとおり生活保護法による措置でないことから、本提案においては、生活保護法第29条第2項の改正ではない形の措置を求めている。</p>	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」(昭和29年5月8日社発第382号)			<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重するとともに、制度運用の実態を踏まえた適切な対応を検討されたい。</p>	/	<p>一次回答において回答したとおり、提案団体からの要望については、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第8条第2項第3号を根拠として適切に対応できるものであるが、本取扱いについて、改めて地方公共団体及び地方入国管理局に対して周知することを検討する。</p>

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
273	日 地方に対する規制緩和	土木・建築	空き家等の適正管理に向けた空家等対策の推進に関する特別法の見直し(管理責任者指定規定の創設)	空き家の管理について、法定相続人間で管理者を定めることが調整できない場合は、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすること	【現状】 空き家については、その所有者等が適切に管理するという努力義務が、当該法第3条に規定されているところであり、空き家の所有者が死亡した際、相続登記がされていない場合は、法定相続人全員に空家についての情報を提供し、適正管理を求めている。 しかし、自治体から空き家が危険な状態である旨を法定相続人全員に連絡したとしても、その義務を履行するかどうかは最終的には本人の判断によるものであり、法定相続人同士が疎遠になっているり、世代が変わっていることもあり、誰も管理せず、長年空き家が放置されていることが現状となっている。 【支障事例】 放置の状態が続くことで、近隣住民より苦情が寄せられ、早急に対応する必要が出てくるが、地方自治体としては、個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報まで提供することができず、法定相続人間の調整ができない。 そのため、地方自治体が法定相続人全員に連絡を行い、何らかの対応を取る必要がある。事務上の負担となっているほか、直ちに特定空家に該当しないような危険空家の対応が滞ってしまっている。 法定相続人のうちから代表者を指定することができれば、責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化(市から相続関係の教示を行うことも含む。)されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。	空家家等の管理責任者を指定することで空き家の管理に必要な措置が講じられることを期待できるとともに、地域住民の安全安心な暮らしに資する。	空家等対策の推進に関する特別措置法第9条、10条、12条	総務省、法務省、国土交通省	兵庫県、大阪府、和歌山県、奈良県、徳島県、香川県	一	鹿角市、いわき市、ひたちなか市、桐生市、小田原市、三条市、新潟市、静岡県、豊橋市、伊丹市、浜田市、新居浜市、田川市、大村市、	○ 空き家の相続人が十数人おり、自分の相続分だけが負担するという相続人が多い案件がある。このような場合、相続人の管理責任の意識が希薄になり、管理責任者に誰もならず、空家への対応が滞る。なお、相続放棄などにより相続人不存在となった空家については、法定相続人に寄する必要があるため、即時国が介入し、所有するよう措置を願いたい。管理責任者を決めば、これまで停滞していた空き家の対応が少なからず進むと考えられる。 ○ 当市でも同様に、所有者が死亡した後に相続がなされず、空き家の管理者等を確知できない事例が存在する。制度改正により、このような空き家の所有者等に対して連絡する際の手続きが円滑になることが期待できる。 ○ 空家等の所有者へ連絡を取る際に、所有者が死亡しているが、相続手続きがなされていない場合がある。相続財産管理人が設定されている場合は、相続財産管理人に連絡を取ることにするが、相続財産管理人が設定されていない場合は、相続権を有するすべての者に連絡を取る必要がある。実際には相続財産管理人が設定されているケースが少なく、管理者への連絡が困難となる場合がある。 ○ 相続権利者が複数で調整がつかず、誰も管理せず、空き家が放置されているケースがある。地方自治体として、連絡が取れる関係者に依頼し、権利者同士話し合うよう促すが、調整しない(できない)状態、放置されてしまっている。 ○ 当該空家の法定相続人が複数存在しても、固定資産税の相続人代表者を管理者として見立てて指導を行っている。しかし、あくまでも「納税」の代表者であって建物の管理責任は負っていないという認識の方が多くように感じる。そこで、地方自治体が法定相続人の中から管理責任者を指定できるようにすれば責任者の所在が明確化され、法定相続人側の窓口が一本化されることから、事務負担の軽減と円滑な対応が図られることが期待できる。 ○ 当市では、相続関係入が30人近くケースあり、全員の連絡が滞り、調整を行うのが困難で事務的に支障をきたしている。また、相続登記をしやすいとする環境を整えることが、空き家等の発生を抑制することに繋がる。平成28年5月に相続手続きが簡素化されたが、さらに必要費用を安価にするなどとも検討すべきではないかと考える。 ○ 当市においても、空き家の所有者が死亡した際に、相続登記がされておらず、法定相続人が多数にわたっていた場合があった。個人情報保護の観点から、他の法定相続人の情報を提供することができなかったが、本人が電話番号を伝えることを了承した上で、他の法定相続人と連絡をたたくことができた。解決にまで至ることができた。法定相続人が多数にわたる場合は、長期間の対応が必要となり、早急な空家等対策に苦慮している。 ○ 法定相続人が複数存在する場合は、当市でも法定相続人全員に適正管理を求めており、承諾を得たうえで親族の連絡先を調整したり、また軸となり得る人物に積極的に助言をするなど、親族間に入り込み対応している状況である。解決に至った事例もあるが、時間や労力を費やしているところであり、代表者を指定できれば迅速かつ円滑な対応が見込まれる。 ○ 問題のある空家等について多くの場合は、法定相続人の関係が希薄であるため、相続関係の取寄も含む管理責任者の指定は、問題の改善が図られることが期待できる。 ○ 状態が悪い空家等については、所有者が困りたくなくて勝手に長年放置されている事例が多く、相続人全員に改善を依頼するための、相続人間による協議等が行われず、また、自分は関係ないとして無視する方もいる状況で、ますます状態が悪くなっていくことが容易に想像できる。相続人の中で代表者が指定されれば、円滑かつ早急な対応が期待できるとともに、事務負担の軽減につながる。 ○ 個人情報保護のため、本人の許可がない場合、連絡先の情報提供が難しく、法定相続人の連絡調整がなかなかつかない状況であり、事務上の負担も大きく、業務が滞っている状況。代表者の指定については何らかの指針が必要であると思われるが、円滑な処理のため必要と思われる。 ○ 当市においても1件の空き家に対し6〜7人の共有者がいる例がある。納税代表者は、空家等の及ぼす問題を理解されているが、共有者の中には死亡して次の世代に代わっている人もおり、ほとんどが県外在住者のため話をとりまとめることができないとのことである。管理責任者を指定できれば早急な問題解決につながると思われる。 ○ 住民苦情への対応を求めるために、法定相続人全員を特定する作業時間等は膨大であり、事務上の負担となる。当市では通常、納税義務者に対し適正管理の指導を行うが、法定相続人の中で納税義務者の決定が進んでいないケースも散見されることから、提案のように代表者を指定できれば円滑な対応を図れる可能性が高まる。	民法上、「相続人が複数あるときは、相続財産は、その共有に属する」とされる(また相続財産の管理については、「相続人は、その固有財産におけるのと同一の注意をもって、相続財産を管理しなければならない」とされ)、各固有財産はその分に応じて権利を有し、義務を負っていることから、特定の相続人を管理責任者として指し、他人に特別な権利や義務を付与することは、他の相続人の権利を制約したり、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることになりかねず、困難である。
310	日 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際の、長期間相続登記がなされないなど、所有者を特定することが困難な土地については、地方公共団体が所有者不明のまま土地利用権を設定し、必要施設整備を行うことができる仕組みを構築するなど、必要となる手続きの簡素化を求める。	道路整備事業による用地取得の際、3代前より相続登記がされておらず、権利者が100人程いたため、所有者の探索や権利関係の整理が必要となった結果、売買契約の締結に不足の日数を要するなど、工事の着工に至るまでに大きな事務的な負担があった。また、着工が遅れたことに伴い、当初計画していた時期より3年近く供用開始が遅れた。 国は、「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」により、社会资本整備に係る事業において用地買収を伴う際、土地所有者の所在が把握できなかった場合の解決方法として、財産管理制度等の土地利活用に係る現行制度の活用などを促しているところであるが、実態としては、予算措置(国庫補助金に係る長期計画との調整や予算繰越に係る制限等)や、全体の道路整備計画を勘案した用地取得までの時間的制約といった事情から、現行制度の活用では解決が難しい事業も存在している。	所有者を特定することが困難な土地について、公共事業に係る用地取得の際に必要な手続きが簡素化されれば、事務的な負担が大きく軽減され、公共事業による土地の利活用の推進に資する。	所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン	内閣府、総務省、法務省、農林水産省、国土交通省	中津川市	一	福島県、埼玉県、中井町、静岡県、浜松市、名古屋、山梨県、滋賀県、鳥取県、徳島県、熊本県、大分県、鹿児島市	○ 本県の現状として、土地の所有者や相続人の所在や存否が不明の場合、財産管理制度を活用しているが、多大な時間と労力を要し事業が長期化するなどの支障が生じている。通常1案件につき2主体制で、相続関係図の作成(3~6ヶ月)、行方不明者の調査(3~6ヶ月)、法務局や家庭裁判所関係機関との協議・審査等(6ヶ月程度)を行っている。所有者(相続人)の存否や所在の不明な土地については、地域ニーズに対応した幅広い公共的目的の利活用を可能とする新たな仕組みの構築を望んでいる。 ○ 本県と neighboring 同様の支障事例があり、時局的、予算的負担も生じており、手続きの簡素化を求める。東日本大震災で被災した海岸堤防の復旧工事において、事業用地として所有権保存登記がされておらず、表題部のみの49名共有地を取得する必要があった。現所有者は時効取得を費用の面で諦めたことから、起業者が所有者不明の土地として、不在者財産管理人を選任し、裁判所から権限外行為許可の審判を受け、土地売買契約を締結した。この土地の保存登記を行うためには、確定判決を得る必要があるため、不在者財産管理人との間で、訴訟提起前の和議の手続きを行うこととした。和議の申立には議会の議決が必要であり、議会の議決を経て、裁判所に和議の申立を行い、和議調書の交付を受け、所有権保存登記を行い用地を取得することとしている。(現在手続き中) ○ 道路改良事業の用地買収において、登記簿が表題部ののみで氏名だけが記載された7人共有名義の土地がある。明治時代ごろから相続されておらず、住所不明のため相続人の特定が困難な地権者があり、用地取得に支障をきたしている。 ○ 相続人多数、所有者が行方不明により用地取得を断念した事例もあった。 ○ 市の中心部においては相続財産に価値があり、相続が概ね完了している場合が多いが、都市圏周辺の農地等のみ、専任や自治体所有の土地が権利者や住民の共有身分になっていることがあり、世代もわたって相続が行われていない場合がある。これが中山間部や山間部となると自治体等持ちの共有地のみならず、個人所有でも何代にもわたり相続が未完の案件があり、事務の大きな障害になっている。国内において同様な事例は多く存在すると考えられ、今後、予想される人口減少と労働力の流動化が激しくなると更にこのような状況が進み、このことにかかる事務量や事務費の大幅な増大が懸念されるため、早急な法整備が必要である。 ○ 急傾斜地崩落対策事業に係る用地取得の際に、登記簿表題部に氏名のみが記載されている地権者がおり、住民票、住民票(除票)、戸籍謄本、改製原戸籍等の調査を行ったが不明であった。継続調査の結果、旧土地合帳に居住していた行方不明者の記載を見た。後日、居住地(村)、氏名のみから役場の協力のもと調査を行った結果、天保12年生まれの人物又はその前戸主(共に氏名が同じ)である可能性が高いことは判明した。しかし、ともに死亡又は失踪していることから追跡調査はできなかった。居住付近の寺院の過去帳や地元の開き取り調査を実施するが、有力な情報は得られず。現在、失踪届の提出された県外市町村へ戸籍情報を照会中である。急傾斜事業のため用地補償は兼ねてあり、財産管理制度を活用した場合、予算超過となることか明らかであり、早期の制度改正を要する。 ○ 河川の事業用地のなかに大正時代から相続登記がなされないまま放置されている物件があり、登記名義人の相続人を調査した結果、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されているため、相続人調査を完了することができず、対応に苦慮している事例がある。 ○ 道路の事業用地のなかに村落共有地があり、役員は共有名義で登記されているものの、大正時代から相続登記がなされないまま放置されているため相続人調査を行ったが、除籍簿が保存期間(平成22年6月1日以前は80年間)の経過により廃棄されており、権利者を特定することができない。認可地権者団体の設立および認可地権者団体に所有する不動産に係る登記の特例を活用するも検討しているが、実効的に負担が大きく、対応に苦慮している。 ○ 本県では、河川改修工事の事業予定地において、以下のとおり関係機関等との調整などに膨大な時間を要するなど対応に苦慮している事例がある。 ・ 土地の登記簿は保存登記がなく、表題部のみの登記であり、表題部の土地所有者は所在地不明のため、死亡確認ができない。 ・ 不在者財産管理人を選任することとなるが、所在不明のため、東京家庭裁判所への申立が必要となる。 ・ 不在者財産管理人を選任し、裁判所からの権限外行為のもと、契約締結ができたとしても、保存登記ができなため、所有権確認請求訴訟を提起する必要がある。 ・ 所有権の確認訴訟は、一級河川であるため、国が提起する必要がある。 所有者を特定することが困難な土地については、全国どの都道府県においても存在していると考えられるが、公共事業用地の円滑な取得の妨げになっていると認識している。現在、国の「所有者不明土地問題研究会」において、所有者不明土地の公共的利用円滑化について検討がなされており、平成29年10月下旬に公表が予定されている提言内容について注視しているところである。 ○ 都市計画道路事業用地において、明治時代に所有権保存登記がなされ、以来、相続登記がなされていないため、法定相続人が約200名に及ぶ土地がある。相続人の中には、海外移住者や生存及び居所不明者が含まれていることから、用地交渉が難航し、事業着手から20年以上経過した現在も用地取得に至っていない。現行の不動産登記法では、共有地を分筆する際には、共有者全員の同意を必要とすることから、任意協議にて当該土地取得することは、ほぼ不可能である。そこで、公共事業における用地買収に際しては、共有者の過半数の同意により分筆登記を可能とするよう制度改善が必要であると考えられる。これにより、内諾者と持分契約・登記が可能となり、後に使用敷金手続きと連動した場合にも、内諾者を巻き込むことなく真正に手続きに必要な権利者のみを対象とすることができ、また、民法258条に基づき分割請求訴訟も可能となることから、公共事業の促進に繋がるものと考えられる。	所有者を特定することが困難な土地の有効活用に關しては、経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)において、「公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築等」について、「関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す」とされているところであり、今後、関連する審議会等における議論を踏まえつつ検討を進めてまいりたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>本提案は、すべての法定相続人が空き家を管理しない場合、当該空き家に関する書類等の受領や法定相続人間の連絡調整役となる責任者を行政が指定するにすぎず、こうした行為は、特別な権利や義務の付与、他の相続人の権利の制約、共有者としての責任を超える責任の付加には当たらないと考える。</p> <p>地方税法において、地方税の適正な債権管理に資するため、法定相続人の1人を代表者に指定できるのと同様に、公益的かつ緊急的な課題を抱える空き家についても、空き家の適正管理に資するよう法定相続人の1人を代表者として指定できるようにすべきである。</p>	—	—	—	<p>【全国市長会】 慎重に検討されたい。 ただし、支障事例が多数あるため、本案を含め、解決策を積極的に検討すること。</p>	<p>○ 地方公共団体が法定相続人の中から代表者を指定し、その代表者から他の法定相続人に当該地方公共団体からの助言、指導、勧告等を伝達させる(義務づける)仕組みを検討すべきではないか。</p> <p>○ また、地方公共団体が把握している他の相続人に関する情報等を、代表者に情報提供できる仕組みを構築するべきではないか。</p>	<p>【総務省】 ○複数の相続人の中から特定の相続人を代表者として指定した場合、当該者が自治体からの助言等を他の相続人へ伝達する相続の共有特分を超えた責任を負う結果となることから、地方公共団体の責任で行うことは困難である。 ○地方税法における規定において、相続人の中で書類を管理する代表者が指定できる場合は、相続人のうち一部が相続人であるか明らかでない場合(相続に争いがある場合等)に限られており、相続人の生死又は住所が不明である場合は含まれないと解されている。また、代表者に指定された者は書類を管理する権限を有するものであり、相続人間の伝達や調整についての規定はない。 ○一方、空家法では、個々の所有者等に対して助言・指導を行うことにより、自発的に特定空家等の除去等を促すことを目的としており、所有者等が多数の場合には、書類を的確に送達するため、内容証明郵便等の活用を「特定空家等に対するガイドライン」で示している。 ○なお、空家対策に取り組む地方公共団体等が具体的課題等について対応方法を協議・検討していく「全国空家対策推進協議会」(平成29年8月31日設立)等において、国土交通省を中心として、関係省庁が連携して、当該事例を含め、地方公共団体等が直面する課題等の解決に向けて支援していく。 【法務省・国土交通省】 ○民法上、「相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属するとされ、各相続人はその特分に応じて権利を有し、義務を負っていることからすると、特定の相続人を管理責任者として指定し、向人に特別な権利や義務を付与することは、他の相続人の権利を制約したり、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることになりかねず、困難である。 また、法定相続人の1人を代表者として、取組等を内容とする助言・指導、勧告、命令に係る書類等の受領や法定相続人間の連絡調整役を担わせることは、取組等を求める部分の対象を特定の者に限定することになり、特定の相続人に共有者としての責任を超える責任を負わせることになりかねないため、困難である。 ○地方税法第9条の2第2項の規定は、相続人のうち一部が相続人であるかどうか明らかでない場合(相続に争いがある場合等)に、書類の送達の特例として、相続人の中で書類を管理する代表者を指定するものである。また、神祕の告知書等が、代表者に送達された場合には、その書類に係る部分は、指定に係るすべての相続人に対して効力を生ずる。 同条の規定は、あくまで相続に争いがある場合等の規定であり、特に相続人の住所等が不明又は相続人が多数な場合には適用されないと考えられており、地方公共団体は、相続人全員に対して書類を送達する必要がある。 ○地方、空家法では、空家の所有者等に対する助言・指導、勧告、命令が規定されているが、これらの措置のうち助言・指導、勧告については、直接的な法的効果はないものの、関係権利者全員に対し取組等の必要性を理解してもらい、自発的な取組等の措置を促すためのものである。また、命令については、それに反した場合に罰則の適用があるほか、代執行の前段となるものであるため、関係権利者全員に対して行うべきものであると考える。 なお、所有者等が多数の場合には、内容証明郵便等の活用により助言・指導、勧告の手続きを行うなど、地方公共団体の事務負担を軽減する方法をガイドラインで示している。(「特定空家等に対するガイドライン」) ○ 空家対策に取り組む地方公共団体が、具体的課題等について対応方法を協議・検討していく「全国空家対策推進協議会」が平成29年8月31日に設立され、空家所有者の効率的な捜索方法や所有者不在空家等に係る財産管理制度の活用推進方策等について、当該協議会で検討することとされており、国土交通省としては、こうした協議会の場を活用し、法務関係団体等とも連携して、具体的な課題の解決に向けて取り組んでいきたい。</p>
<p>所有者を特定することが困難な土地については、支障事例にあるように各自治体は用地取得に伴う様々な問題を抱えている。</p> <p>関連する審議会等においては速やかに議論を行い、関係省庁が一体となって手続事務等が簡素化されるよう、検討をしていただきたい。</p>	—	—	—	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 地方側の意見も踏まえながら、1次回答のとおり新たな仕組みの構築に向けて、引き続き検討いただきたい。</p>	<p>所有者を特定することが困難な土地の有効活用に関しては、経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)等も踏まつつ、引き続き、関係省庁が一体となって検討を進めてまいりたい。</p> <p>国土交通省の国土審議会においては、9月12日に土地政策分科会の第1回特別部会を開催したところ、同部会は12月上旬頃までに3回程度開催し、年内に中間取りまとめを行う予定。(参考URL: http://www.mlit.go.jp/policy/shingka/s103_tokubetu01.html)</p>